

## ◆◆◆特別会員事業見直し内容について◆◆◆

平成30年度第4回理事会及び第2回臨時評議員会において、了承されました特別会員事業検討委員会の答申に基づく事業見直し内容についてお知らせします。

### (1) 新規加入条件、加入資金(平成32年度以降新規加入者)

| 新規加入条件                | 事業内容（現行制度）                                               | 見直し内容（実施日：平成32年4月1日）                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <b>会員資格</b><br>(加入期間) | 現職会員退会（退職）の翌日から死亡日まで（終身）                                 | 現職会員退会（退職）の翌日から180月（15年）を満了した月の月末まで                           |
| <b>対象事業</b>           | 医療費給付事業及び生きがい事業                                          | ア又はイの選択制<br>ア 医療費給付事業及び生きがい事業<br>イ 生きがい事業<br>認定配偶者は、特別会員と同じ事業 |
| <b>医療費給付事業拠出金</b>     | 特別会員・認定配偶者 各25万円<br>60歳未満の者は1歳につき16,000円を加算。48歳以下は49歳と同額 | 特別会員・認定配偶者 各24万円<br>(60歳未満の加算を廃止)                             |
| <b>生きがい事業拠出金</b>      | 特別会員・認定配偶者 各10万円                                         | 特別会員・認定配偶者 各 8万円                                              |

### (2) 医療費給付事業及び生きがい事業(既加入者・新規加入者)

| 事業                 | 事業内容（現行制度）                                                                                                                 | 見直し内容（実施日：平成32年4月1日）                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>医療費給付金</b>      | 特別会員又は認定配偶者が、医療保険各法に規定する療養を受け、その費用を支払ったとき、それぞれ1か月の実負担額（上限40,200円）から7,000円を控除した額に10分の6を乗じて得た額。ただし、同一年度受診分の給付総額は、10万円を限度とする。 | 特別会員又は認定配偶者が、医療保険各法に規定する療養を受け、その費用を支払ったとき、それぞれ1か月の負担額（外来入院合計の上限25,000円。ただし、受診年度の4月1日における療養者の年齢が70歳以上の外来は上限15,000円）から10,000円を控除した額に10分の6を乗じて得た額。ただし、同一年度受診分の給付総額は、4月1日における療養者の年齢が、69歳以下は8万円、70歳から74歳は6万円、75歳以上は4万円を限度とする。給付率については、現行の給付率を継続するが、今後の財政点検で見直す。 |
| <b>健康推進事業参加補助金</b> | 特別会員及び認定配偶者を対象に、レクリエーションを実施する。                                                                                             | 補助額の半額を目途に段階的に削減                                                                                                                                                                                                                                           |
| <b>長寿祝金</b>        | 特別会員又は認定配偶者が、77歳及び88歳に達したとき1万円を給付する。                                                                                       | 特別会員又は認定配偶者が、77歳及び88歳に達したとき5千円を給付する。ただし、平成32年4月1日以降の新規加入者は給付対象外                                                                                                                                                                                            |
| <b>弔慰金</b>         | 特別会員又は認定配偶者が、死亡したとき1万円を給付する。                                                                                               | 特別会員又は認定配偶者が、死亡したとき5千円を給付するが、今後の財政点検で廃止の方向で見直す。                                                                                                                                                                                                            |
| <b>その他経費</b>       | 主に、支部代表者会議にかかる経費                                                                                                           | 毎年の予算措置の中で、経費縮小を図る。<br>(平成32年度は現状維持)                                                                                                                                                                                                                       |

◆ 現行どおり継続する事業等 ①特別会員支部活動補助 ②指定宿泊施設利用補助金 ③広報誌

## ◆◆◆ 特別会員事業の見直しについて ◆◆◆

### 1 見直しに当たって

平成32年度以降の特別会員事業については、今後、厳しい財政状況が見込まれる中、①皆様からお預かりしています預託金の取扱は現状のままとすること、②加入促進の面から新規加入者の拠出金は増額しないこと、③現職会員事業からの繰入は現行の範囲内を基本に行っていくこと、④持続的で安定した事業運営が可能であること、⑤既に特別会員になられている方の事業の継続性や急激な変化を緩和すること、⑥会員の世代間の給付や負担の公平性等を考慮して見直しを行いました。

### 2 平成32年4月1日以降の特別会員事業（変更部分）

#### 1 事業内容の変更

- (1) 医療費給付事業……平成32年4月診療分から医療費給付金の給付額算定方法等が変わります。
- ① 給付額が変わります……1月の自己負担（請求上限額25,000円（※））から10,000円を控除した額の6割（100円未満切り捨て）
- （※）高額療養費の所得区分に関係なく外来と入院の合計の上限額。ただし、診療した年度（4月から翌年3月まで）の4月1日における療養者の年齢が70歳以上の外来は所得区分に関係なく15,000円が上限となります。
- ② 同一年度受診分の給付限度額が年齢により区分されます……1年度間（4月診療分から翌年3月診療分まで）の給付金の合計額の上限を診療した年度の4月1日における療養者の年齢で区分します。年度の途中で給付金の合計額が給付限度額に達した時点で、その年度の給付は終了となります。

| 受診年度の4月1日における年齢 | 同一年度受診分給付限度額 |
|-----------------|--------------|
| 69歳以下           | 8万円          |
| 70歳から74歳        | 6万円          |
| 75歳以上           | 4万円          |

※ 医療費給付金の請求に関する変更点については、今後のかかわら版でお知らせします。

- (2) 健康推進事業参加補助金……レクリエーション事業参加補助額の段階的削減に伴い、参加者の支払う参加料が段階的に増額します。
- (3) 長寿祝金……給付額が変わります。（平成32年4月1日以降の新規加入者は給付対象外。）
- 喜寿（77歳） 5千円      米寿（88歳） 5千円
- (4) 弔慰金……給付額が変わります。 5千円

#### 2 新規加入者についての変更

- (1) 会員資格（特別会員及び認定配偶者の加入期間）……現職会員の退会（退職）の翌日から180月（15年）に達した月の月末まで。（死亡した場合はそれぞれの死亡日まで。）
- ※ 平成32年3月31日以前に加入した方は、途中退会の場合を除き、終身までの加入に変更はありません。**
- (2) 対象事業……医療費給付事業及び生きがい事業、又は生きがい事業のみのいずれかを選択できます。ただし、認定配偶者は特別会員の選択した事業と同じ事業となります。
- (3) 加入資金……特別会員、認定配偶者が選択した事業分のそれぞれの拠出金を納入していただきます。なお、退職の翌日から180月（15年）に達する前に、死亡した場合でも拠出金の返還はありません。

|                        |   |      |
|------------------------|---|------|
| 医療費給付事業及び生きがい事業を選択する場合 | 各 | 32万円 |
| 生きがい事業のみを選択する場合        | 各 | 8万円  |

### 3 特別会員事業の今後の見通し

平成32年度の事業内容変更後も、金融情勢、会員数の減少、国の医療保険制度の改正等による影響を注視しながら財政点検を行い、必要に応じて事業の見直しを行うことになります。